

## 第 8 4 9 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 6 年 1 月 1 5 日（水）午後 1 時 3 0 分から

場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

- 1 出 席 点 呼
- 2 開 会 宣 言
- 3 第 8 4 8 回教育委員会会議録の承認について
- 4 第 8 4 9 回教育委員会会議録署名委員の指名
- 5 教育長報告
  - ( 1 ) 教育塔・教育祭に対する献花の請願への対応について ( 総 務 課 )
  - ( 2 ) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施等に関する請願への対応について ( 義 務 教 育 課 )
  - ( 3 ) 第 8 回大川小学校事故検証委員会の概要について ( 義 務 教 育 課 )
- 6 専決処分報告
  - ( 1 ) 職員の人事について ( 総 務 課 )
  - ( 2 ) 第 3 4 5 回宮城県議会議案に対する意見について ( 総 務 課 )
  - ( 3 ) 教育功績者表彰について ( 教 職 員 課 )
- 7 議 事
  - 第 1 号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について ( 生 涯 学 習 課 )
- 8 課長報告等
  - ( 1 ) 県有体育施設のネーミングライツについて ( スポーツ健康課 )
  - ( 2 ) 平成 2 9 年度第 4 1 回全国高等学校総合文化祭宮城大会について ( 生 涯 学 習 課 )
- 9 資料（配付のみ）
  - ( 1 ) 教育庁関連情報一覧について ( 総 務 課 )
  - ( 2 ) 基本的生活習慣の定着促進に係る知事対談の概要について ( 教 育 企 画 室 )
  - ( 3 ) 「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料について ( 義 務 教 育 課 )
  - ( 4 ) 平成 2 6 年 3 月高等学校卒業予定者の就職内定状況について ( 高 校 教 育 課 )
  - ( 5 ) 宮城県美術館特別展「ミュシャ展」の開催について ( 生 涯 学 習 課 )
- 10 次回教育委員会の開催日程について
- 11 閉 会 宣 言

## 第849回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成26年1月15日(水) 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 奈須野委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,  
鈴木教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 佐藤高校教育課副参事,  
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

### 6 第848回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 | (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第849回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 | 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 秘密会の決定

### 6 専決処分報告

(1) 職員の人事について

(3) 教育功績者表彰について

### 7 議 事

#### 第1号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

委 員 長 | 専決処分報告の(1)及び(3), 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この報告については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

## 9 教育長報告

### (1) 教育塔・教育祭に対する献花の請願への対応について

(説明者: 教育長)

平成25年10月29日付けで宮城県教職員組合から提出された請願に関し, 県教育委員会としての対応等について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから11ページである。

資料1ページを御覧願いたい。この請願は, 大阪市にある教育塔で執り行われている教育祭に対し, 県教育委員会として献花することについて, 求めているものである。

まず, 教育塔についてであるが, 昭和9年の室戸台風により, 多数の児童・生徒, 教職員が死亡したことを受け, その犠牲となった方々を追悼することとして, 昭和11年に当時の帝国教育会が建設した記念碑である。また, 教育祭については, 昭和22年に第1回教育祭が執り行われ, 現在は, 日本教職員組合の主催により, 第78回目を迎えている。その趣旨としては, 教育塔設置当時の趣旨の外, 戦争や自然災害等で亡くなった教職員等を慰霊するとともに, 悲惨な事故を二度と繰り返さないことなどとされている。

今回の請願では, その教育祭への献花を求められているところであるが, 県として弔意を示す場合の取扱いについては, 本県の交際費執行基準等に基づき, 県を代表して, 社会通念上必要と認められる接遇,

儀礼、交際等に要する経費として、その必要性を十分に検討した上で執行しているところである。また、東日本大震災で犠牲となられた方々に対しては、平成25年4月に施行された「みやぎ鎮魂の日を定める条例」の趣旨等に基づき、県として献花台及び記帳所を設置するとともに、各地域の慰霊祭等へ参列するなど、追悼の意を表しているところである。

請願されている教育祭に対する本県の供花等については、平成24年度の第77回教育祭において、東日本大震災で命を落とされた教職員等に対する弔意を表すことが特に必要と判断し、当該年度に限定して執行したところである。

県教育委員会としては、今後も、社会通年上必要と認められる経費であるのか、公費から執行する必要があるのかなどを総合的に勘案し、慎重に判断した上で対応してまいりたいと考えている。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

教育祭への献花について、宮城県としての対応は理解できたが、各都道府県教育委員会ではどのように対応されているのか、その状況を把握していれば説明いただきたい。

教 育 長

献花されているところもあり、各都道府県の判断で、それぞれ献花しているものと認識している。

## (2) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」実施等に関する請願への対応について

(説明者：教育長)

昨年12月26日付けで、宮城県教職員組合から提出された請願に関し、県教育委員会としての対応等について、御報告申し上げます。

資料は、12ページから27ページである。

資料13ページを御覧願いたい。この請願は、資料下段に記載されている「請願項目」のとおり、「全国学力・学習状況調査」の実施により、学校現場に学力競争がもち込まれ、学校を序列化することになることから、「来年度以降の同調査の中止を求めること」など、5項目について求めているものである。

項目1の「調査の中止等」であるが、全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証するとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や授業の改善等に生かすことができる重要な施策であると認識していることから、今後とも継続していくべきものと考えている。

次に、項目2の「来年度調査への不参加」であるが、本調査への参加については、市町村教育委員会が文科省から協力依頼を受けて主体的に判断するものである。県教育委員会としても、調査を実施することは意義のあることと考えていることから、同調査が来年度も実施される場合、本県が「調査に参加しない」という立場をとることは考えていない。

次に、項目3の「調査結果の公表」であるが、県教育委員会としては、これまでも個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行っていないが、今後は市町村教育委員会の考えを踏まえながら、調査結果の活用等について検討してまいりたいと考えている。また、市町村教育委員会では、本調査の趣旨を踏まえ、それぞれが主体的に判断して、これまで対応しているものと認識している。

次に、項目4の「本県の計画及びプログラムの見直し等」であるが、宮城県教育振興基本計画及び宮城県学力向上推進プログラムについては、点数主義という考え方によるものではなく、全国平均点を上回ることを目標としていくことを学力向上に向けた一つの足がかりとして示しているものであり、いずれも適切であると判断している。

最後に、項目5の「教職員定数の増加及び35人学級の全学年への拡大」であるが、国からの加配措置がない中で、県独自に35人学級を全学年に拡大することについては、現状では困難と考えているが、引き続き国に対し、その実施学年を拡大するとともに、教員定数の確保を着実に実施するよう要望してまいる。

請願者に対しては、以上のような内容で回答したいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

### (3) 第8回大川小学校事故検証委員会の概要について

(説明者：教育長)

昨年12月22日に開催された第8回大川小学校事故検証委員会の概要について、御報告申し上げます。  
資料は、28ページから31ページである。

資料28ページを御覧願いたい。今回の検証委員会では、当日の避難行動の分析や事後対応に関する事実情報に関して、かなり詳細な分析・報告がなされた。

「2 当日の避難行動の分析」の「(1) 事前対策及び避難行動に関する事実情報」であるが、「学校及び周辺の状態と地域の歴史」として、地域における過去の災害履歴、「大川小学校付近における地震発生後の対応」として、河北総合支所等による避難誘導、地域住民の避難行動、校内における対応、山への避難行動に関して、前回の検証委員会以降に加筆・修正されたものが示された。

次に、「(2) 当日の避難行動に関する分析」の「① 教職員が当日得ていた情報の分析」であるが、校庭にいた教職員は、防災行政無線やラジオ等から、大津波警報発令に加え、予想津波高6mや到達予想時刻15時という災害情報を得ていたものの、校庭で二次避難を継続している間の教職員による災害情報の収集は受け身の姿勢であり、自らが積極的に情報を集めに行くという姿勢が十分ではなかったと考えられることが示された。

次に、「② 教職員の津波に対する危機感に関する分析」であるが、一部の教職員は、校庭からの三次避難として、山への避難を考慮したものと推定されるが、一方で、教職員の意識の中では、焚火の準備等の寒さ対策や建物危険・避難所対応等が大きな課題となっていた可能性があり、学校付近まで津波危険が及ぶ可能性を具体的に想定し、切迫した避難の必要性を認識していた者は多くなかったものと推定されること、教職員の津波に対する危機感は、時間経過とともに徐々に高まったものの、即座に校庭からの三次避難を検討し決断するほどまでに強いものではなかったと考えられ、その主な要因としては、いわゆる「正常性バイアス」により、危険に関する情報を得ながらも、あえてこれを軽視し、大丈夫だと思い込もうとする傾向が生じたことなどが関与していた可能性があると考えられた。

次に、「③ 避難の意思決定に関する分析」であるが、15時33分から34分頃に校庭からの三次避難が開始されたが、その時点では、切迫した津波来襲の危険性を感じていたのではなく、むしろ念のために避難を決定したものであったと考えられ、移動開始のきっかけは、15時32分にラジオから得られた「大津波情報10m超」であったと考えられること、避難先・避難経路の選択に際しては、教職員が地域住民と相談して決定したものと推定され、避難先として三角地帯が選択されたことについては、学校近隣では比較的高い位置にある平坦な土地であり、山への避難等と比較して、その時点では大きな不安全要素がないと判断されたものと考えられることが示された。

資料29ページを御覧願いたい。「(3) 当日の行動と事前対策の関連に関する分析」については、その骨子案として、「① 大川小学校の防災体制」、「② 市の防災体制」、「③ 教職員の養成・教育」に関する論点項目について、資料に記載のとおり整理されたものであり、今後さらに分析が進められることとなる。

次に、「3 事後対応に関する事実情報」については、「(1) 大川小学校に関する初期情報」として、「① 直後の救援状況」、「② 教職員・児童らの救助」、「③ 校長による直後の情報収集・報告」、次のページの「④ 石巻市教育委員会の対応状況」、「⑤ 生存教諭による教育委員会への報告」に関する事実情報が示され、また、「(2) 児童・遺族などへの対応」として、「① 登校日」、「② 第1回保護者説明会」、「③ 児童等への聴き取り」、次のページの「④ 第2回保護者説明会」、「⑤ 遺族対応に関する市の体制」、「⑥ 第3回以降の遺族との話し合い」、「⑦ 教職員遺族への対応」に関する事実情報が示されたところであり、その主な内容は資料に記載のとおりである。

これら当日の避難行動や事後対応に関する事実情報等については、次回の検証委員会に向け、さらに分析や考察が進められることとなる。

次に、「4 遺族との意見交換」であるが、前回の検証委員会に引き続き、御遺族と検証委員会がしっか

りと向き合うことを目的に委員会の議事として対話の場が設けられ、当日の検証委員会の内容等について様々な御意見をいただいたところである。その主なものとしては、意思決定の遅れが事故の最大の要因だが、なぜ意思決定が遅れたのか、なぜ意思決定をしなかったのかが重要である、学校の組織に問題があると考えられるが、校長不在の中で教頭はどのような指示を出し、どう動いていたのか、なぜ他校は避難ができたが大川小はできなかったのか、生存した教職員には自分たちの前に出てきて真実を話してもらいたい、支所職員が学校に声掛けしてくれれば避難できていた、なぜ言わなかったのかを突き止めてほしい、個々の教職員の特質、人間関係を分析しないと「なぜ大川小だけ」という理由が出てこない、生存した教職員の「山へ」という進言に教頭らはなぜ答えなかったのか、市教委による児童等への聴き取りにおいて、児童が重要なことを話したにもかかわらず、それが記録されておらず、そのことで保護者は傷ついている、行方不明者の捜索に関して、組織的な支援があればもっとスムーズに行えたのではないか、というものであった。このほかにも様々な御意見があり、これらは検証委員会の最終取りまとめに向けての参考とされることとなる。

以上が、第8回大川小学校事故検証委員会の概要である。

次に、「5 遺族への報告」であるが、昨年12月29日に石巻市河北総合センターにおいて、児童及び教職員御遺族への報告会を開催し、第8回検証委員会の主な内容等について、事務局から報告されたところである。

最後に、「6 次回の検証委員会の開催予定」であるが、1月19日（日）に県石巻合同庁舎で第9回目の検証委員会が開催される予定であり、現在、委員及び調査委員が報告書のとりまとめを鋭意進めているところである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員

質問ではないが、今回の検証作業の論点となっている御遺族の方々からの御意見については、本当にそのようなことが根幹にあったのだろうと思う。できるだけ御遺族の意に沿うような検証作業を進めていただき、それを足がかりとして、少しでも御遺族の方々の方に心に寄り添った、心を癒していただけるような対応をお願いする。また、この検証作業の成果が今後の防災指針等に反映されていくものと思うので、その作業に当たっては真摯に向き合ってください。検証委員会、教職員の方々も一生懸命に向き合っており、本当に尽力されていることが伝わってくるが、「これで足りる」ということはないと思うので、御遺族の方々十分に納得するまでには至らないとしても、少しでも心に寄り添っていただけるような対応をお願いする。

委 員 長

この事故の検証については、佐竹委員の意見に尽きるものである。御遺族の意に沿えるような十分な対応をお願いする。

## 10 専決処分報告

### (2) 第345回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：教育長)

第345回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、3ページから5ページである。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年1月8日付けで知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、同日付けで専決処分し、異議のない旨回答したことについて、同条第2項の規定により報告するものである。

資料5ページを御覧願いたい。「予算外議案の概要」であるが、議第1号議案「財産の取得について（気仙沼向洋高等学校建設用地）」は、東日本大震災により被害を受けた気仙沼向洋高校の建設用地の取得について、地方自治法の定めるところにより議会の議決を受けようとするものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

( 質 疑 な し )

## 1 1 課長報告等

### (1) 県有体育施設のネーミングライツについて

(説明者：スポーツ健康課長)

県有体育施設のネーミングライツについて、御報告申し上げます。

資料1ページを御覧願いたい。「1 宮城球場におけるネーミングライツスポンサー企業の選定結果について」である。宮城球場のネーミングライツについては、県と株式会社楽天野球団との間で、平成17年1月7日に「宮城球場ネーミングライツ基本協定書」を締結しており、その中で、球団を代理店とし、県教委と球団が共同して公募を行うこと、スポンサー企業の選定は県教委が行うこと、収入の配分割合は、県教委と球団が1対3の配分とすることなどを定めており、これに基づき、平成25年11月5日から12月4日にかけて募集を行った。その結果、2者から応募があり、昨年12月13日に教育庁内の教育委員会広告審査委員会を経て、新たなスポンサー企業を「楽天株式会社」に決定し、12月24日に県、株式会社楽天野球団、楽天株式会社の3者において、共同記者会見を行い公表したところである。

御承知のとおり、楽天株式会社は、インターネット・ショッピングモール「楽天市場(いちば)」の運営会社で、日本国内の電子商取引市場における代表的な企業であり、東北楽天ゴールデンイーグルスの運営をしている株式会社楽天野球団の親会社でもある。昨年は、球団創設9年目にして悲願の日本一となり、被災地をはじめ、宮城・東北の皆さまに勇気と感動をもたらした。これまでの経済効果のみならず、地域貢献活動、地域スポーツ振興への寄与等、様々な分野で本県に大きく御貢献いただいている。

契約金額は、税別で年額2億100万円、契約期間は、本年1月1日から平成28年12月31日までの3年間である。また、新しい愛称は「楽天Kobo スタジアム宮城」、短縮表記は「コボスタ宮城」である。

次に、「2 その他7施設におけるネーミングライツの募集について」であるが、グランディ・21の宮城スタジアムをはじめとした本県が保有している7つの体育施設について、新たにネーミングライツを募集することとした。今回募集している施設の多くは、平成29年度に宮城・福島・山形の南東北三県で開催される全国高校総合体育大会・インターハイの競技会場となっており、また、宮城スタジアムについては、2020年東京オリンピックのサッカーの試合会場候補となっていることから、大きな広告効果が見込まれるものである。

まず、「(2) 募集施設及び金額」であるが、宮城スタジアムは1年当たり500万円以上とし、その他の施設は資料に記載のとおりである。

次に、「(3) 契約期間」であるが、本年4月1日から原則3年以上とし、「(4) 申込期間と選定結果の公表」については、申込期間を1月6日から2月7日までとし、結果の公表は2月下旬を予定している。

最後に、「(5) その他」として、期間内に申込がなかった施設については、引き続き公募し、先着順により対象企業を選定することとしている。

なお、これらのネーミングライツによる収入は、平成29年度のインターハイに向けた施設改修等、本県のスポーツ振興施策の充実強化に充てることを予定している。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

昨年の楽天イーグルスの優勝は、単に宮城や東北だけではなく、全国の皆さんにも大きく応援していただいた結果であると実感している。宮城球場の新しいネーミングも決定したので、楽天イーグルスには、この勢いで二連覇を狙っていただきたいと個人的には思っている。

そのような中で、「2 その他7施設におけるネーミングライツの募集について」であるが、新たにネーミングライツを募集することとなれば、その周知方法によっては、その成果も異なってくるのではないかと思う。ネーミングライツに関心があり、応募してくる企業や団体の方々に、その情報が十分に伝わらなければ、せっかくの取組も良い成果が現れてこない可能性もある。今回の募集については、どのように周知していくこととしているのか。また、申込を開始してから既に10日間ほど経過しているが、現時

スポーツ健康課長 | 点で何らかの関心を寄せた企業等があったか伺いたい。  
周知方法については、当課のホームページに募集案内を掲載するとともに、知事の定例記者会見においても、各報道機関等に情報提供していただいているところである。企業や団体等に対しては、それらを通して、広く周知できたのではないかと考えている。また、それらの情報提供の効果と考えられるが、現時点において、数社の企業等から問い合わせもあった。

## (2) 平成29年度第41回全国高等学校総合文化祭宮城大会について

(説明者：生涯学習課長)

平成29年度第41回全国高等学校総合文化祭宮城大会について、御報告申し上げます。

資料は、2ページから3ページである。

資料の御説明に入る前に、これまでの開催経過について、御説明申し上げます。この全国高等学校総合文化祭は、昭和52年に千葉県で第1回大会が開催されて以来、各都道府県の持ち回りで開催されている高等学校文化部による芸術文化活動の祭典であり、昨年は、長崎県で第37回大会が開催されたものである。

資料2ページを御覧願いたい。「1 趣旨」であるが、高等学校教育の一環として、高等学校生徒に芸術文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することにより、芸術文化活動への参加意欲を喚起し、創造的な人間育成を図るとともに、全国的・国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図るものである。また、併せて、本大会を通じ、宮城の復興の確かな歩みと元気な姿を広く発信し、御支援をいただいた多くの方々に感謝の気持ちを表してまいりたいと考えている。

次に、「2 主催」については、文化庁、公益社団法人全国高等学校文化連盟、宮城県、宮城県教育委員会の外、資料に記載のとおり関係機関、関係団体となる予定である。

次に、「3 開催期間」及び「4 開催内容」については、平成29年7月31日(月)から8月4日(金)までの5日間を予定しており、大会初日の7月31日に総合開会式とパレードを仙台市内で開催する予定である。また、その5日間で、①に記載のとおり、県内の市町村を会場に、演劇や合唱の外、囲碁や将棋、自然科学等の19部門の発表や作品展示、②に記載のとおり、協賛部門として、本県独自に設定する特別支援学校部門やボランティア部門、工業部門、軽音楽部門の発表や演奏等、資料に記載のような内容を実施する方向で検討しているところである。

次に、「5 大会規模」については、合計で15万人の参加者を見込んでおり、その内訳としては、参加生徒2万人、引率教員0.4万人、観覧者12.6万人を見込んでいる。

なお、参加校については、3千校程度を見込んでいる。

資料3ページを御覧願いたい。「6 皇族のお成り」について、本大会には、例年、秋篠宮同妃両殿下並びに佳子内親王殿下のお成りを仰いでおり、総合開会式・パレード等を御覧いただいているところである。

最後に、「7 開催までのスケジュール」については、今月の23日(木)に第1回目の開催準備委員会を開催し、本格的な準備に着手する予定としている。平成27年度には、文化庁から正式な開催決定の通知を受け、6月頃に教育長を会長とする実行委員会を立上げる予定としている。また、それに合わせ、生徒実行委員会も組織し、高校生のアイデアと行動力を生かしながら、大会の具体的な企画や広報活動等を進めてまいることとしている。

なお、参考として、先ほど御説明申し上げた第1回開催準備委員会の概要をお示ししているのので、後ほど御覧願いたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

伊 藤 委 員

各都道府県の19部門の各代表校について、スポーツの全国大会であれば、予選等を実施し、そこで勝ち抜いた学校が代表校として選出されることとなるが、この総合文化祭においても同様に決定していくのか。また、参加校3千校との説明があったが、これは予選に参加する学校も含めた学校数であるのか。

生涯学習課長

1点目の19部門の代表校であるが、各都道府県における選考を経て決定される分野

もある。例えば、美術分野では、各都道府県の選考を経た上で、総合文化祭に出場することとなる。また、それ以外にも、参加を希望したすべての学校が出場する場合もあり、その選考方法は、各部門によって異なっている。2点目の参加学校数については、本県の総合文化祭に実際に参加する学校数であり、各都道府県の予選に出場した学校は含まれていない。

佐竹委員 参加対象について、私立学校の生徒も含まれると理解して良いか。

生涯学習課長 そのとおりである。

佐竹委員 「1 趣旨」に「全国的、国際的規模での生徒相互の交流・親睦を図る」とあるが、この文化祭には、海外の姉妹校等の高校からも参加可能であるということか。

生涯学習課長 そのとおりであるが、本県の総合文化祭への参加校については、今後決定していくこととなる。参考となるが、平成25年度の長崎大会では、韓国、中国、オランダから3校を招き、知事表敬訪問、歓迎レセプションを始め、同県高校生との交流の場を設け、例えば、書道、茶道、着付けなど日本文化を体験していただいていた。また、同県のような観光地にも足を伸ばしていただいていた。この総合文化祭の趣旨としては、そのような国際交流の機会の創出も図ることとしているものである。

佐竹委員 その参加校は、これから詰めていくとのことであるが、せっかくの良い機会であるので、可能な限り多くの国の方々と交流が図られるように努めていただきたい。また、宮城県では、各国の方々から東日本大震災の復興に対する手厚い支援をいただいているところであることから、復興の良いメッセージとして発信できるような取組を進めていただきたい。

生涯学習課長 委員御指摘のとおりである。その参加校の選定に当たっては、県レベルで交流のある学校だけではなく、市町村レベルでも交流のある学校にも着目していく必要があると考えている。それらを踏まえた上で、参加いただける学校を選定してまいりたい。

遠藤委員 協賛部門に特別支援学校があるが、これは宮城県独自の視点に関係しているのではないかと感じた。以前の宮城国体では、それに併せて全国障害者スポーツ大会も開催され、身体障害者部門と知的障害者部門が一緒になった大会を運営した。そのような障害者を一緒に開催したのは宮城県からだったこともあり、この文化祭において、特別支援学校部門が設けられることは、とても意義のあることではないかと考えている。特別支援学校の高等部の子どもたちは、様々な障害の程度ではあるものの、この文化祭の演奏や演技発表、作品展示等、何らかの形で参加できる部分が多いのではないと思う。各支援学校においては、本県の子どもたちの力を全国に発信できる絶好の機会であることから、この機会を有効活用していただきたいと思う。

生涯学習課長 1月23日に開催準備委員会を開催することとしているが、その委員には、県立特別支援学校校長会の会長にも就いていただくことを予定している。特別支援学校の子どもたちにも、この大会の多くの場面で活躍していただくよう準備を進めてまいりたい。

佐竹委員 ボランティア部門についても、大震災の被災県であるからこそ、特に着目できる部門ではないかと思う。世界各国の高校生たちが考えるボランティアは、日本人の感覚と異なる部分もある。この大会においては、その部門の事例発表等から吸収できる内容も多数あるのではないかと思うので、参加する高校生が、様々な取組を学習し、それらを活用していけるよう、準備作業を進めていただきたい。

奈須野委員 1月23日に第1回準備委員会が開催するとのことであるが、趣旨に「宮城の復興の確かな歩みと元気な姿を広く発信し、御支援をいただいた多くの方々に感謝の気持ちを表す」と記載されているとおり、特に、沿岸部の被災地域の方々の元気な姿を発信し、宮城の復興を感じていただけるような開催地の選定をお願いする。

生涯学習課長 県内の開催地について、現時点での予定であるが、平成27年1月には内定し、その後、実行委員会を立ち上げる平成27年6月頃に正式決定したいと考えている。現在、



各市町村を訪問しているが、会場の収容人数、参加者の宿泊先の確保、参加者や機材の輸送の関係等の物理的な課題を整理した上で、開催地を検討することとしている。委員御指摘のとおり、全国から参加した高校生や教職員等には、被災地にも足を運んでいただき、大震災からの復興を肌で感じていただきたいと考えており、今後の開催地の検討に当たっては、そのような観点も考慮した上で選定してまいりたい。

## 1.2 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧について
- (2) 基本的な生活習慣の定着促進に係る知事対談の概要について
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」策定のための資料について
- (4) 平成26年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況について
- (5) 宮城県美術館特別展「ミュシャ展」の開催について

（その他：（1）教育庁関連情報一覧について）

総務課長 資料「（1）教育庁関連情報一覧について」、これまでも教育庁関連の各種調査結果や主要行事等の情報について、資料として提供してきたところであるが、今回の定例会以降、それらに加え、児童生徒の様々な活動状況や関連情報を中心とした「教育庁関連情報一覧」により、情報提供してまいりたいと考えている。今回は、農業高校の生徒が、「ご当地！絶品うまいもん甲子園」において、農林水産大臣賞を受賞したことなどの3件を掲載している。

なお、当該情報は、県議会文教警察委員会にも同様に提供することとしている。

伊藤委員 教育委員会のホームページを毎日のように確認しているが、やはり視覚に与える効果として画像等があるのとないのでは、受け手側に与える印象がまったく異なってくる。今回の資料にも写真から読み取れる情報があるため、本県の子どもたちが、どのような活躍をしたのが分かりやすく掲載されていると感じた。この資料もホームページも同じであるが、情報提供する場合には、引き続き受け手側に対する配慮をお願いする。

## 1.3 次回教育委員会の開催日程について

委員長 次回の定例会は、平成26年2月12日（水）午後1時30分から開会する。

## 1.4 閉会 午後2時30分

平成26年2月12日

署名委員

署名委員